

新型コロナウイルス感染症予防対策に関するガイドライン

2020年7月22日制定
(公社)土木学会四国支部

本ガイドラインは、公益社団法人土木学会四国支部が主催・共催する行事および会議等を行う際の実施すべき基本的事項を整理し示すものである。

1. 対面式の講習会・講演会・会議などを実施する場合は、以下のとおり徹底した感染拡大の防止を最優先する。

- 1) 三密に注意し、会場は開窓する。状況によっては、出席者の人数制限を行う。
- 2) マスクを着用し、アルコール消毒を定期的に行う。ただし、アルコールにアレルギーがある場合は石鹸による手洗いを定期的に行う。
- 3) 微熱がある等の体調に不安のある場合は、参加しない。
- 4) バス・鉄道を利用する場合は、公益社団法人日本バス協会・鉄道連絡会等が示した指針にしたがうこと。
- 5) 来場の際は、必ず事前に検温を行うこと。
- 6) 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA のインストールをお願いします。

2. オンラインで開催する場合は、次のことに留意する。

- 1) 資料を作成する際は著作権を侵害しないように注意する。
- 2) オンライン配信に関するトラブルが生じた場合の対応について事前に検討する。
- 3) 主催者を除き、映像の録画、音声の録音、画面のスクリーンショット、部外者への資料の配布は行わない。
- 4) 資料を事前に送付する場合は、パスワードを必ず付加する。
- 5) 土木学会四国支部が有するオンライン用アカウントの利用について、希望が重複した場合は、基本的に先着順とする。
- 6) 通知されたアドレスやパスワードを適切に管理し、部外者を入室させないように注意する。

なお、土木学会本部が定める土木学会新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを適宜参考とする。

以上

2020年8月4日改定